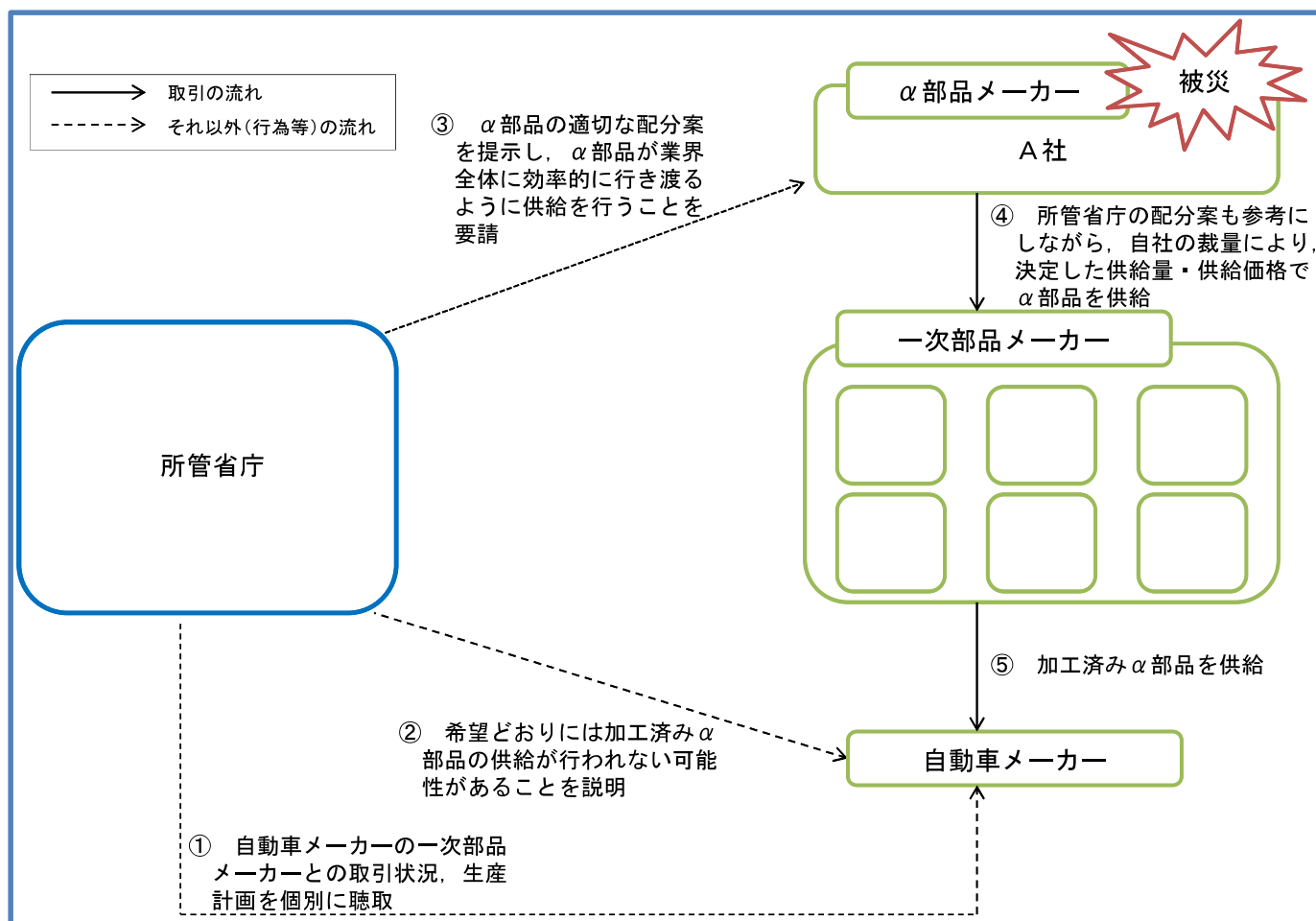


震災等緊急時における取組に係る 想定事例集 (抜すい)

平成24年3月
公正取引委員会

1 自動車用部品の想定事例

- 1 A社は、様々な種類の自動車に不可欠な α 部品（二次部品）の製造、販売等を行っている事業者である。
- 2 大規模災害により、A社の工場が被災し、 α 部品の生産活動が低下した。
- 3 被災した工場は α 部品の唯一の国内工場であり、A社は、 α 部品の国内供給市場のシェアのほとんどを有しており、また、海外からの輸入増も期待できない。被災した工場が通常の状態に戻るには2か月程度かかることが見込まれるため、当面の間、 α 部品が著しく不足することが予想される。
- 4 このような状況のため、A社の工場の生産能力が復旧するまでの間、一部の需要家（一次部品メーカー）が在庫を確保するために、実際の必要数量を大きく超えて α 部品を発注すること等により、 α 部品の供給が偏り、自動車メーカーに供給される加工済み α 部品の数量が減少し、結果として自動車の供給数量が著しく減少することで、一般消費者の利益が害されるおそれがある。
- 5 そこで、所管省庁は、時限的な対応として、各自動車メーカーから、各自動車メーカーと各一次部品メーカーとの取引状況や、各自動車メーカーの生産計画を個別に聴取した上で、 α 部品の適切な配分案を作成し、当該配分案をA社に提示した上で、A社に対し、 α 部品が自動車業界全体に効率的に行き渡るように供給を行うことを要請する。
- 6 当該要請を受けて、A社は、同社の生産が通常の状態に復帰するまでの期間においては、所管省庁の配分案も参考にしながら、自社の裁量により、一次部品メーカーに対し、A社の供給可能数量を各社の従来 of 購入実績に応じて比例配分した量の α 部品を供給する。
なお、その際の供給価格は、A社と各社の間の従来 of 契約に準ずるものとする。
- 7 所管省庁は、自動車メーカーに対しても、当該期間中は、各社の希望どおりには加工済み α 部品の供給が行われない可能性があることを説明し、前記の取組への理解を求める。
- 8 A社の生産が復旧した後は、本取組を直ちに終了する。

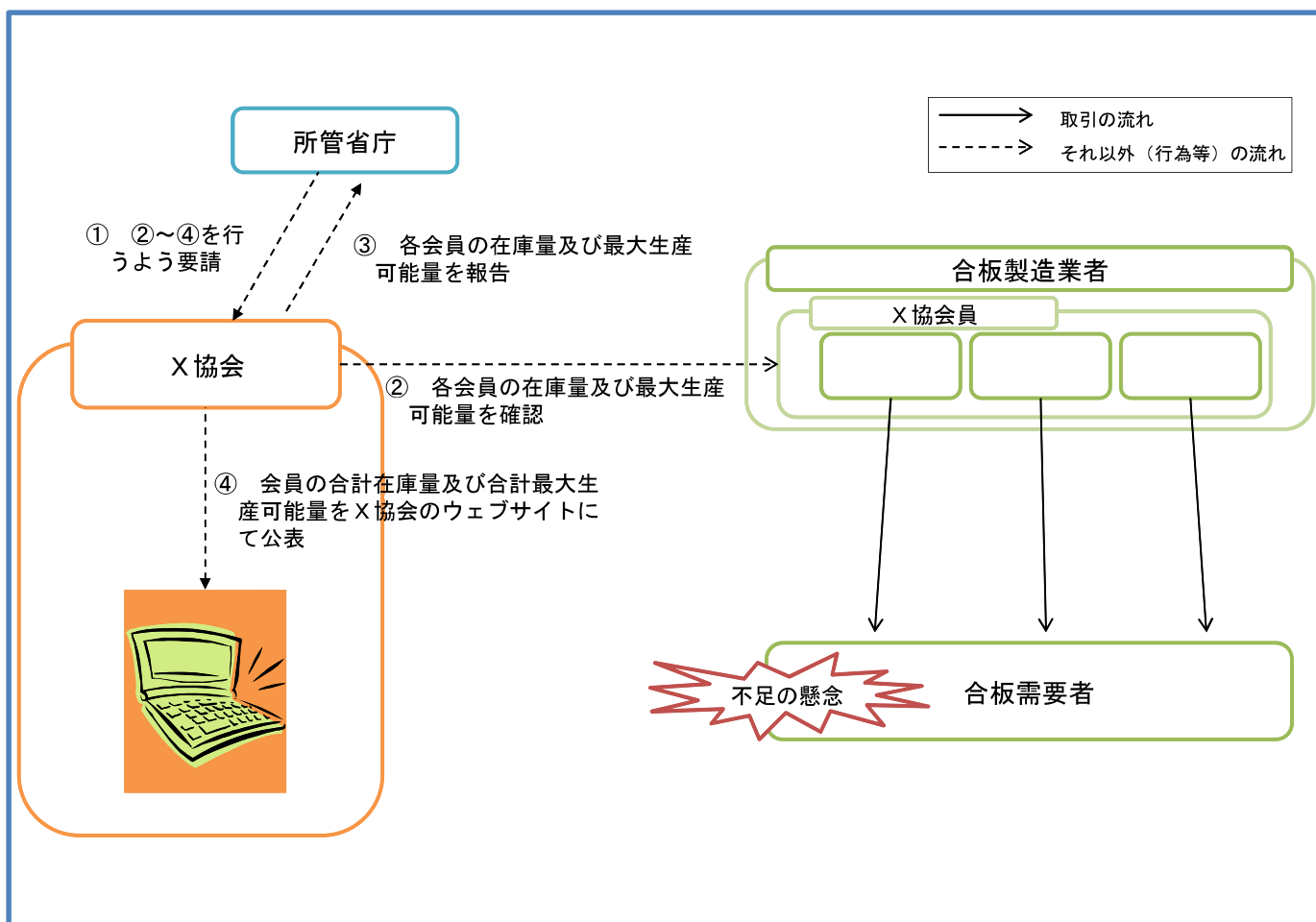


【独占禁止法上の考え方】

本事例は、A 社が、一次部品メーカーに対して、比例配分を行った数量の α 部品を従来の契約に準ずる価格で供給することにより、一次部品メーカーが購入する α 部品の数量が固定され、また、一次部品メーカーへの価格の定め方が統一されているものの、所管省庁の要請に基づき、A 社が自らの判断で行っているものであり、一次部品メーカー間で α 部品の購入数量又は購入価格について共通の意思が形成されるものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

7 住宅用合板の想定事例

- 1 X協会は、合板製造業者を会員とする団体である。
- 2 大規模災害により、会員の合板工場が被災し、日本国内の合板生産能力の3割が一時的に失われた。もっとも、実際の国内の総需要と比較すれば、合板の供給量には依然として余裕があるにもかかわらず、合板が品薄ではないかといった懸念が生じ、合板需要者に混乱が生じている。
- 3 そこで、所管省庁は、住宅に必要な合板を確保するとともに、需給動向への懸念を払拭するため、X協会に対し、各会員の在庫量及び最大生産可能量を確認し、とりまとめた内容を所管省庁に報告するとともに、X協会員の合計在庫量及び合計最大生産可能量をX協会のウェブサイトにて公表するよう要請する。
- 4 本取組に当たって、会員間の直接的な情報交換はなく、また、X協会は、各会員の情報を各会員に伝えることも、対外的な開示もしない。



【独占禁止法上の考え方】

本事例では、X協会が各会員の在庫量及び最大生産可能量を確認し、取りまとめている。しかし、X協会のウェブサイトにおいては、X協会の合計在庫量及び合計最大生産可能量を公表するにすぎず、各会員に係る情報がX協会から各会員に伝えられることはなく、各会員間でも共有されない。また、各会員の生産量を制限するものでもないことから、独占禁止法上問題となるものではない。